

令和8年6月吉日

お客さま各位

株式会社西日本シティ銀行

「手形・小切手の全面的な電子化」 に関するご案内

拝啓

平素より、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、手形・小切手に関して2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。

これを受け、全国銀行協会は「2026年度までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定しています。

こうした状況を踏まえ、西日本シティ銀行では、手形・小切手の電子化に関するご案内をしております。詳しくは同封の下記資料をご確認のうえ、ご協力をお願い致します。

- ①手形・小切手利用廃止へ（西日本シティ銀行）
- ②紙の手形・小切手利用廃止へ（福岡県内金融機関共用チラシ）

ご不明点等ございましたら、お近くの支店窓口までご要望いただけますと幸いです。

今後とも西日本シティ銀行をご愛顧賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具



ココロがある。コタエがある。
西日本シティ銀行

手形・小切手を電子化する②つのラインナップ

方法 | 1 振込で決済する方法

詳しくはこちら



インターネットバンキング NCB ビジネスダイレクト

法人・個人事業主さま向け

月額基本手数料が
無料から
始められる

※詳細は、下記サービスをご覧ください。

窓口より
振込手数料
が安い

お客さまのご利用状況に合わせて3つのサービスから選べます！

月額基本手数料

ビジネスダイレクトの
機能をお試してみたい方へ

1 月額無料サービス

月額基本手数料 **0円**

残高・入出金明細照会

振込・振替

月額基本手数料が6ヶ月無料！

振込件数が
毎月7件以上(目安)ある方！

2 簡易サービス

月額基本手数料 **1,430円**

残高・入出金明細照会

振込・振替

従業員さまへの給与振込など一括で
振り込みをされたい方！

3 フルサービス

月額基本手数料 **3,630円**

残高・入出金明細照会

振込・振替

総合振込

給与振込

口座振替

方法 | 2 でんさいで決済する方法

詳しくはこちら



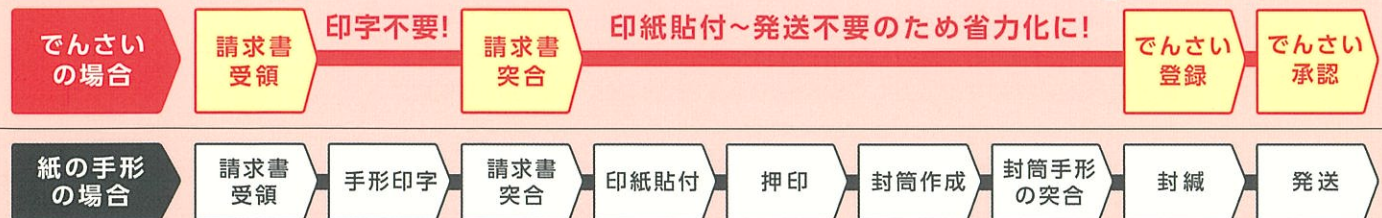
でんさい(電子記録債権)とは？

支払企業・納入企業の企業間取引などで発生した債権の支払いをインターネットバンキングと、「でんさいネット※」を通じて、電子記録を行い、安全・簡易・迅速にその債権の発生・譲渡等を行うことができるサービスです。

※全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称



手形・小切手の事務作業を効率化できます！



でんさいのご利用開始までの流れ

お申込み～受付 ■ 登録作業 ■ でんさい初期設定 → ご利用開始

●「お申込み～受付」から「ご利用開始」まで2～3週間程度かかりますので余裕をもってお申込みください。

●詳細はお取引店にお問い合わせください。

今ならでんさいのお申込みに必要な「履歴事項全部証明書」発行の手数料が無料で取得できるキャンペーンを行っております。

※法人のお客さま対象。2026年9月末まで



手形・小切手 利用廃止へ

2027年
3月末



政府方針により、2026年度末までに手形・小切手の交換が廃止されます。
早急に全面電子化対応をご検討ください。
西日本シティ銀行では、下記のとおり全面電子化に向けた取り組みを予定しております。

当行では、お客さまの手続き上の混乱を避ける為、
早期の電子化を推奨しています。

手形・小切手の 最終振出期限

最終振出期限

2026年**9月30日**水

- 手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日(水)に設定しています。
- 最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は当座預金からのお支払いができません。

他行振出手形・ 小切手の入金終了

終了日

2026年**9月30日**水

- 当行以外(他行)を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付を、2026年9月30日(水)をもって終了します。

※入金先の口座は、当座勘定のほか、普通預金・定期預金等各種預金を含みます。

未使用手形・小切手の 買戻し

終了日

2026年**12月30日**水

当行が発行した手形・小切手用紙で、お客さま未使用分については、2026年12月30日(水)まで買戻しを受付しています。

※買戻しには一定の条件があります。

手形・小切手 電子化の メリット

コスト
削減



業務
効率化



安全性
の向上



手形・小切手を電子化する②つのラインナップ

1 振込で決済 する方法

詳しくは方法① ご参照

2 でんさいで決済 する方法

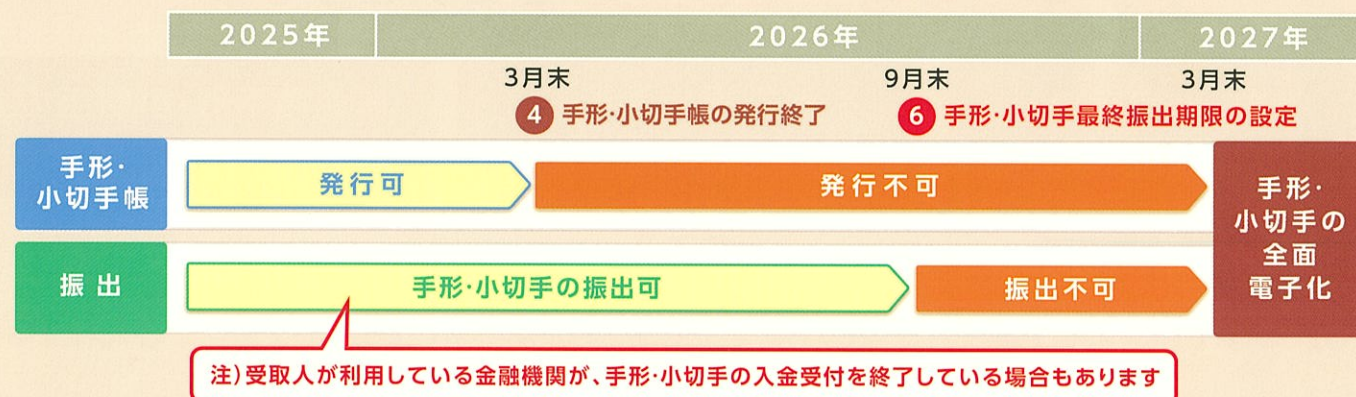
詳しくは方法② ご参照

これまでの取り組み内容

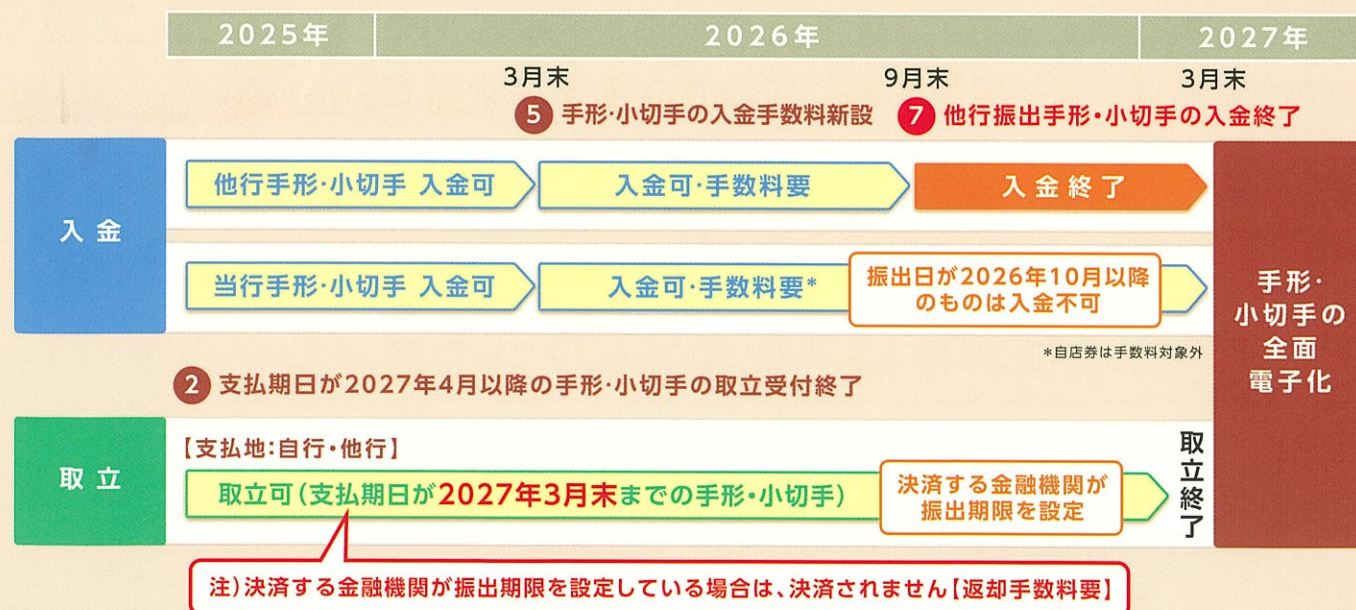
取り組み事項	公表時期	実施時期
① 当座預金の新規口座開設の受付終了	2024年4月	2024年7月
② 支払期日が2027年4月以降の手形・小切手の取立受付終了		
③ 当座勘定払戻請求書の新設	2025年1月	2025年5月
④ 手形・小切手帳の発行終了		2026年3月31日
⑤ 手形・小切手の入金手数料新設		2026年4月1日
⑥ 手形・小切手最終振出期限の設定	2025年9月	2026年9月30日
⑦ 他行振出手形・小切手の入金終了		2026年9月30日
⑧ 未使用手形・小切手の買戻し		2026年4月20日～12月30日

手形・小切手の全面電子化に向けたスケジュール

手形・小切手を振り出しているお客さま



手形・小切手を受取になるお客さま



【よくあるご質問】

Q1

2026年4月以降も、手元に残っている西日本シティ銀行の手形・小切手は引き続き振り出せるの？

A1

既にお手元にある手形・小切手は2026年9月30日まで振り出せます。ただし、当行では2027年4月以降を期日とする取立の受付を停止しているため、ご利用には制限があります。



Q2

西日本シティ銀行の手形・小切手を振り出している。2026年10月以降に振り出したものを取引先に渡すとどうなる？

A2

2026年10月1日以降に振り出された当行の手形・小切手は決済されません。受け取ったお取引先は資金化できないため、でんさいや振込など電子的決済への移行を検討してください。



Q3

取引先から受け取った西日本シティ銀行を支払地とする手形・小切手は、2026年4月以降も取立・入金できるの？

A3

2026年4月1日以降も当行を支払地とする手形・小切手の入金・取立は可能です。ただし、他店券の入金には440円の手数料がかかります(自店券は無料)。また、取立は支払期日が2027年3月31日までのものは受付可能です。



Q4

取引先から西日本シティ銀行の手形を受け取っているが、振出日が2026年10月以降だった場合は？

A4

2026年10月1日以降に振り出された当行の手形・小切手は決済されません。取引先に電子決済(でんさい、振込等)での支払いを依頼してください。



Q5

2026年10月以降、他行を支払地とする手形・小切手の取立はできるの？

A5

入金はできませんが、当行での取立は条件つきで可能です。条件は「①支払期日が2027年3月31日まで」「②支払期日まで5営業日以上の余裕があること」です。ただし、振出銀行が振出期限を設定している場合は決済されない可能性があります。



Q6

2026年10月以降、他行を支払地とする手形・小切手が資金化できない場合はどうすればよい？

A6

振出銀行または振出人(取引先)にご相談ください。お客さまが振出銀行に口座を持たない、あるいは振出期限が設定されている等で決済できない場合は、振出人へでんさいや振込などの電子的支払方法で再送金を依頼してください。



紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

A

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

電子的決済サービスには 何があるの？

A

でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

**電子化の
メリット****1****コスト削減**

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2**事務負担軽減**

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3**リスク低減**

- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しいの？

A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1**金融機関へ
ご相談/申込**

事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2**取引先へ
ご案内**

でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3**社内の
導入準備**

事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

